

構造改革特区

～地域の活力で日本を元気に～



内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 地域活性化推進室

目 次

I	構造改革特区制度とは	2
II	規制の特例措置の提案について	5
III	特区計画の認定について	7
IV	規制の特例措置の評価について	9
V	規制の特例措置（特定事業）の事例について	11
VI	地域再生制度等との連携について	15
VII	相談・質問など	17

構造改革特区など地域活性化の相談窓口

内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室

住所：東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

TEL：(03)5510-2467 メール：toc@cas.go.jp

北海道地方連絡室（北海道）

住所：札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階

TEL：(011)706-0100 メール：g.hokkaido@cas.go.jp

東北圏地方連絡室（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）

住所：仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎7階

TEL：(022)265-9889 メール：g.tohoku@cas.go.jp

首都圏地方連絡室（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

住所：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館15階

TEL：(048)601-3100 メール：g.shuto@cas.go.jp

北陸圏・中部圏地方連絡室（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

住所：名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局4階

TEL：(052)219-8655 メール：g.hokuriku_chubu@cas.go.jp

近畿圏地方連絡室（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

住所：大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館3階

TEL：(06)4790-6148 メール：g.kinki@cas.go.jp

中国圏地方連絡室（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

住所：広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館2階

TEL：(082)224-5615 メール：g.chugoku@cas.go.jp

四国圏地方連絡室（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

住所：高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎4階

TEL：(087)811-8308 メール：g.shikoku@cas.go.jp

九州圏・沖縄県地方連絡室（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

住所：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館7階

TEL：(092)432-1964 メール：g.kyushu_okinawa@cas.go.jp

I 構造改革特区制度とは

構造改革特区制度の概要

実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあります。

構造改革特区制度は、こうした実情に合わなくなった国の規制について、地域を限定して改革することにより、構造改革を進め、地域を活性化させることを目的として平成14年度に創設されました。平成24年までの10年間で、1,100余の特区が生まれ、地域で様々な取組が成されてきたところです。「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）においても、地域の特色を生かした地域経済の活性化を図るために、構造改革特区制度を活用することがうたわれています。

地域活性化統合事務局では、民間事業者や地方公共団体はもとより、どなたからでも要望、相談、提案を受け付け、新たな規制の特例措置の実現などの規制改革を進めています。

また、既に規制の特例措置のメニューができているものについては、地方公共団体が特区計画を作成・申請し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、特区計画に定めた区域内で、その規制の特例措置を活用することができます。

地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現するために、地域の取組の妨げとなる規制を取り除くツールとして、構造改革特区制度を活用ください。

構造改革特区制度の目標

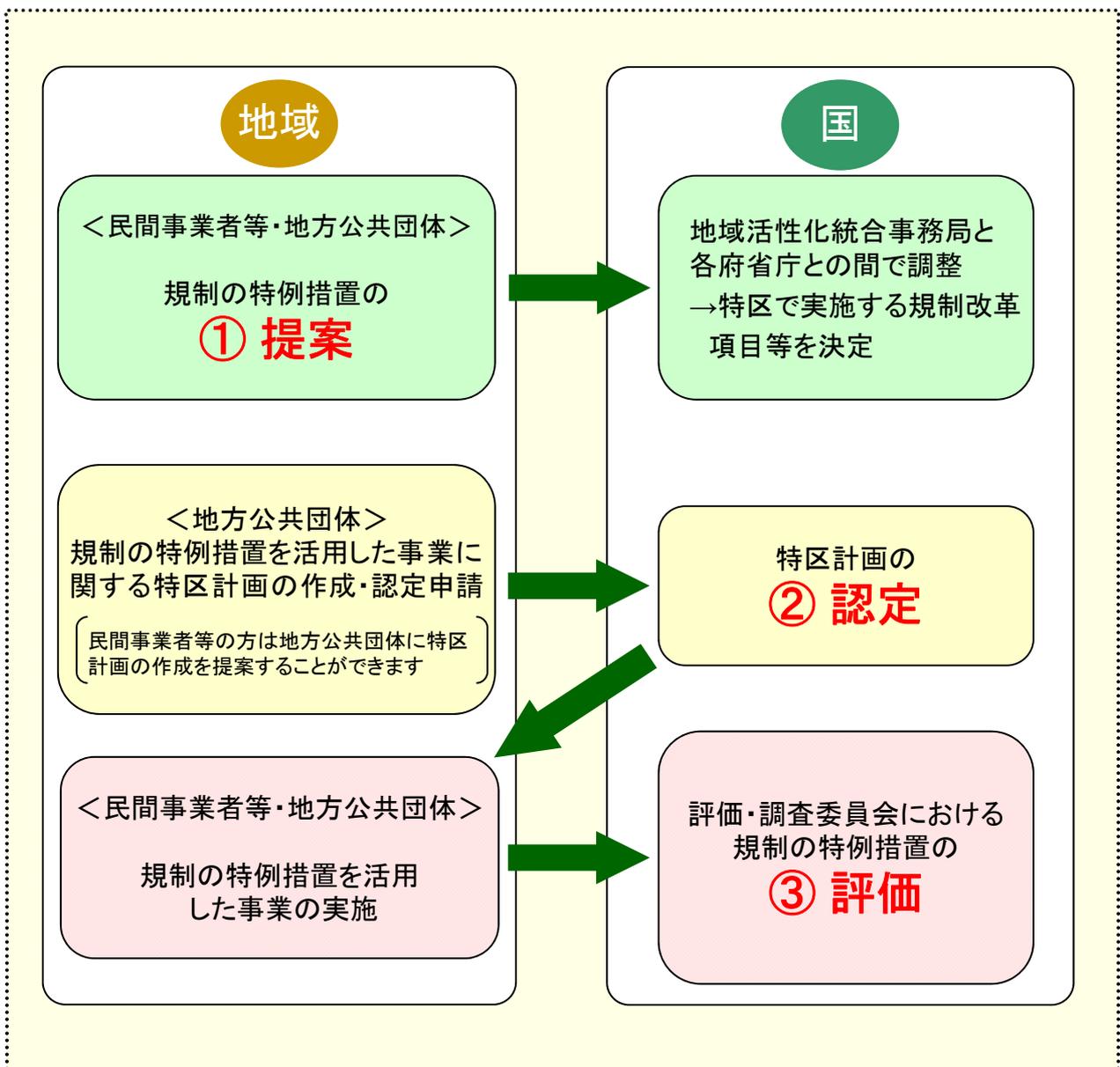
構造改革特区制度は、次の2点を目標としています。

- ① 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- ② 地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域の活性化につなげること。

構造改革特区制度の流れ

構造改革特区制度は、

①規制の特例措置の提案 ②特区計画の認定 ③規制の特例措置の評価
により構成されています。



① 規制の特例措置の提案とは ～規制改革のメニューを作るためのアイデアを募集～

規制の特例措置は、**民間事業者や地方公共団体を始め、皆様からの提案**に基づいて整備します。このため、地域活性化統合事務局は、**年に2回(通常10月及び3月)新たな規制の特例措置の提案を皆様から幅広く募集します**。いただいた提案については、地域活性化統合事務局が関係府省庁と調整を行い、規制の特例措置として実現した場合は「構造改革特別区域基本方針別表」(以下「メニュー表」という。)に掲載します。

構造改革特別区域推進本部のホームページにおいて、メニュー表を公表するとともに、規制の特例措置を活用できる事業(特定事業)の概要一覧についても公表しています。

(詳細はP5、6)

② 特区計画の認定とは ～規制の特例措置を活用するには特区計画の認定が必要～

メニュー表にある規制の特例措置を活用した事業を行う場合は、地方公共団体がその事業に関する特区計画を作成し、内閣総理大臣から認定を受ける必要があります。特区計画には、区域の範囲や活用する特例措置の内容など所定の項目を記載してください。

特区計画の認定申請は、**年に3回(通常5月、9月及び1月)集中的に受け付けます**。

また、**集中受付期間に先立ち、1ヶ月間の事前相談期間を設けます**ので、特区計画の作成や手続きの流れなど、不明の点がある場合は、地域活性化統合事務局に相談してください。また、規制の特例措置の活用を希望される**民間事業者等の方は、地方公共団体に対して特区計画作成の提案ができる**とともに、必要に応じて**地方公共団体と共同で特区計画認定の申請ができます**ので、関係する地方公共団体に相談してください。

(詳細はP7、8)

③ 規制の特例措置の評価とは ～規制の特例措置は評価により全国的な規制改革に拡大～

メニュー表にある規制の特例措置については、規制改革に伴う弊害が生じていないかなどの観点から、その**実施状況について有識者からなる構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価を行います**。その上で、特段の問題がないものは、原則として全国レベルの規制改革に拡大されます。これが、特例措置の全国展開と呼ばれるものです。

(詳細はP9、10)

【構造改革特別区域基本方針はこちらから】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hourei.html>

【規制の特例措置を活用できる特定事業一覧はこちらから】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/panf/index.html>